

## 中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領

### (目的)

第1条 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この実施要領（以下、「本要領」という。）に定めるものとする。

### (定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、支出負担行為担当官等が見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせの参加を希望する者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

### (対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号及び第7号に規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。（工事、コンサルタント業務は除く。）

### (参加資格)

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、他に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「中国地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。  
ただし、競争性向上が見込まれるなどの場合には、中国地方整備局での納入または履行実績等により十分な履行能力があることを証明した者の参加を認めることがある。
- 三 見積合わせ時に中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 見積書を提出しようとする案件の見積依頼書（様式1）、仕様書、数量総括表及び図面（以下、「仕様書等」という。）の交付を決められた期限までに直接受けた者であること。

(見積の方法)

第5条 見積に関する諸条件については以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書を発注機関の掲示板、中国地方整備局のホームページ及び電子調達システム（以下、「GEPS」という。）に掲載することをもって見積依頼とする。
- 二 見積に関する諸条件は、見積依頼書により提示する。
- 三 仕様書等の交付は、GEPS から仕様書等を直接ダウンロードし入手することによって交付されたものとみなす。  
なお、当面の間は希望があれば手交又はメール・FAX のいずれかによる交付も行うので、希望者は、仕様書等受領書（様式2）に必要事項を記入のうえ発注機関窓口へ提出またはメール・FAX のいずれかにより送付し、発注機関から仕様書等の交付を受けるものとする。
- 四 見積は、本要領及び仕様書等を熟読のうえ、次のいずれかの方法により提出する。
  - イ GEPS で見積を提出する場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めない金額を入力する。
  - ロ 紙で見積書を提出する場合は、様式3または様式3に記載された全ての事項を網羅した任意の様式で、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載する。提出にあたっては、発注者が示した日時までに見積書を封筒に入れ、必ず件名及び提出者名を明記し、発注機関窓口へ持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認める。
- 五 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認めない。
- 六 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積書を提出する。
- 七 見積に際し、納入等を行う物品は、仕様書等で指定した規格とし、これを納入する。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、同等以上の規格等とし、見積の提出前に発注機関窓口まで申し出て、その了承を得る必要がある。申し出及び了解がない規格外の物品の納入は認められない。
- 八 提出された見積書は、開封前も含め返却しない。見積者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出することがある。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせに関する手続について、次に掲げる用語の意義は以下に定めるところによる。

- 一 見積参加者の立会  
見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際の見積参加者の立会は求めない。
- 二 契約の相手方の決定  
有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額（消費税及び

地方消費税相当額を含む。)で、最も低い価格の見積を行った者を契約の相手方とする。

### 三 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上ある場合

見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2人以上あるときは、支出負担行為担当官等が指定する日時等において、くじを実施のうえ契約の相手方を決定する。紙によるくじ引きの場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積に関係のない職員にくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

### 四 再度見積

提出された見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積の提出を求めることがある。再度見積の提出期限までに見積の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内で見積が無い場合は、オープンカウンター方式見積は成立しない。その場合は、別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

#### (見積の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者が行った見積
- 二 見積書提出期限までに到着しなかった者の見積
- 三 件名、金額及び氏名等見積書に記載等を必要とする事項の記載のない見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
- 六 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の見積
- 七 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積
- 八 発注者から直接仕様書等を交付されていない者の見積
- 九 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積

2 見積が無効となった場合、見積の再提出は認めない。

#### (見積合わせの結果)

第8条 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者のみに通知する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

#### (留意事項)

第9条 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行ってはならない。

2 見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他支出負担行為担当官等に提出する書類作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。

4 契約の相手方を決定するにあたり、見積参加者に対して追加資料の提出を求める

場合がある。

- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 支出負担行為担当官等の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 7 契約保証金については、これを免除とする。
- 8 契約の相手方として決定した者が、正当な理由が無く契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 9 本要領に定めのないその他の取扱いについては、中国地方整備局随意契約見積心得によるものとする。

(異議の申立て)

第 10 条 見積参加者は、見積の提出後において、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申立てることはできない。

(附則)

この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 1 日から適用する。

様式1

令和 年 月 日

オープンカウンター方式参加希望者 殿

支出負担行為担当官  
中国地方整備局長  
〇〇 〇〇

## 見積依頼書

下記についてオープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 件 名      | 〇〇外購入   |
| 1 履行又は納入期限 | 契約締結の日から令和 年 月 日まで  |
| 1 履行又は納入場所 | 中国地方整備局（本局）   |
| 1 仕様書等     | 別途交付。（電子調達システム（ <a href="https://www.geps.go.jp/">https://www.geps.go.jp/</a> ）及び中国地方整備局 総務部 契約課にて交付）   |
| 1 仕様書交付期間  | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで   |
| 1 見積書の提出場所 | 中国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係   |
| 1 見積書提出期限  | 令和 年 月 日 時 分まで  |
| 1 見積合わせ日時  | 令和 年 月 日 時 分  |
| 1 見積方法     | 見積書を紙により提出する場合は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。電子調達システム（GEPS）の場合は、消費税及び地方消費税を含めない金額とすること。  |
| 1 契約書作成の要否 | 否（100万円以上は要（請書）、150万円以上は要（契約書）に修正）  |
| 1 契約保証金    | 免除  |
| 1 競争参加条件   | 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「〇〇」（「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」）の中国地域の競争参加資格を有するものであること。<br>又は平成〇年度（過去5年）以降に中国地方整備局での納入（履行）実績があること。  |
| 1 支払条件     | 精算払（適法な請求書を受領した日から30日以内）  |
| 1 問い合わせ先   | 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30<br>中国地方整備局 総務部 契約課 購買第一係<br>電話：082-221-9231（内線2536） FAX：082-223-4345<br><a href="mailto:koubai01@cgr.mlit.go.jp">mail:koubai01@cgr.mlit.go.jp</a>   |
| 1 その他      | (1)持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便による見積は認める。<br>(2)電報又はFAXによる見積は認めない。<br>(3)中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得を熟読のうえ見積を行うこと。<br><a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/keiyaku/mitumorikokoro.htm">http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/keiyaku/mitumorikokoro.htm</a><br>(4)納品にあたっては、品名、数量等の内訳が記載された「納品書」を提出すること。<br>(5)納入期限までに完納がなされない場合には、契約を解除することがある。 |



# 見 積 書

一金 \_\_\_\_\_ 円

(うち、消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円)

件 名 〇〇外購入

「中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得」を承諾のうえ、  
見積りします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

中国地方整備局長

〇〇 〇〇 殿

※押印を省略する場合は、以下を記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

\_\_\_\_\_  
担当者 (会社名・部署名・氏名) :

\_\_\_\_\_  
連絡先 1 : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
連絡先 2 : \_\_\_\_\_